

高知県出産後の女性再就職促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県出産後の女性再就職促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、少子高齢化による労働力人口の減少が懸念される中、社会における女性の活躍の促進を通じて、労働力の確保及び県経済の活性化につなげるため、出産を機に退職した女性を正規職員として新たに雇用した民間企業等の事業主に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号の全てに該当する事業主とする。

- (1) 県内に事業所を有する民間企業等の事業主であること。
- (2) 一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出を行っていること又は特例認定一般事業主の認定を受けていること。
- (3) 次条各号に掲げる事項全てに該当する女性を正規職員として新たに雇用すること。
- (4) 労働基準法(昭和22年法律第49号)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)の趣旨を遵守していること。
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)に沿った募集及び採用により雇用していること。

(対象となる女性)

第4条 前条第3号に掲げる女性とは、次の各号の全てに該当する女性とする。

- (1) 県内に在住していること。
- (2) 出産を機に退職し、正規職員として雇用された日の属する年度において小学校6年生以下の末子を養育していること。
- (3) 現に就労していないこと。ただし、正規職員として雇用することを前提として平成26年4月1日以降に非正規職員として雇い入れられ、引き続き、正規職員となる場合は、この限りでない。
- (4) 前条に規定する事業主の事業所の代表者又は役員、取締役等の三親等以内の親族(配偶者、三親等以内の血族及び姻族)でないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、正規職員として新たに雇用した前条に規定する女性1人につき20万円とする。

(補助金の交付の申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする事業主(以下「申請事業主」という。)は、第4条に規定する女性を正規職員として新たに雇用したときにおいて、雇い入れた日から起算して1月を経過した後、6月以内までの間に、別記第1号様式による補助金交付申請書兼実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 申請事業主は、前項の補助金交付申請書兼実績報告書を提出するに当たっては、次に掲げる書類を添えて、2月末日までに提出しなければならない。

- (1) 子の出生の事実を確認することができる書類
- (2) 当該女性が出産を機に退職したことを確認することができる書類
- (3) 当該女性を正規職員として雇用していることを確認することができる書類
- (4) 当該女性を正規職員として雇用することを前提として平成 26 年 4 月 1 日以降に非正規職員として雇い入れられたことが確認できる書類（該当する場合に限る。）
- (5) 納税証明書（県税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証するもの）
- (6) 労働局に提出した一般事業主行動計画又は特例認定一般事業主の認定を受けていることが確認できる書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

（補助金の交付の決定及び支給）

第 7 条 知事は、前条第 1 項の規定による補助金の交付申請及び実績報告の提出を受け、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、申請事業主に対して通知するものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 高知県が設ける再就職促進等を目的とする補助金等を申請事業主が受給した場合又は受給する見込みがある場合
- (2) 申請事業主が別表に掲げるいずれかに該当すると認める場合

2 知事は、前条第 1 項の規定による補助金の交付の申請及び実績報告の内容を審査し、適当でないとき認めるときは、申請事業主に対し、その理由を付してその旨通知するものとする。

（補助の条件）

第 8 条 補助金の交付の目的を達成するため、申請事業主は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この要綱に定めるもののほか、規則の規定を遵守すること。
 - (2) この補助金を申請し、支給を受けるに当たって関連する証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して 5 年間保管すること。
- 2 補助金の交付を受けた事業主は、県が行う社会における女性の活躍促進の場の促進のための広報及び啓発活動のほか、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する事業に協力しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し）

第 9 条 知事は、申請事業主が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請事業主が別表に掲げるいずれかに該当するとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 法令又はこれに基づく処分に違反したとき。
- (4) 第 11 条に規定する調査を拒んだとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の内容に違反したとき又は知事の指示に従わなかったとき。

（補助金の返還）

第 10 条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、補助金の全額又は一部を返還させるものとする。

(報告、調査等)

第 11 条 知事は、補助金の交付の適正を期すために必要があると認めるときは、申請事業主に対して報告を求め、又は調査を行うものとする。

(情報の開示)

第 12 条 補助事業又は補助事業先に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 9 日から施行し、同月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、平成 27 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 8 条第 1 項第 2 号及び第 9 条から第 12 条までの規定は同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 8 条第 1 項第 2 号及び第 9 条から第 12 条までの規定は同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 8 条第 1 項第 2 号及び第 9 条から第 12 条までの規定は同日以降もなおその効力を有する。

別表（第7条、第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等が、その事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等が、その経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関与し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 11 その他、知事が補助金の交付をするにふさわしくないと認める場合

別記

第1号様式（第6条関係）

高知県出産後の女性再就職促進事業費補助金交付申請書兼実績報告書

平成 年 月 日

高 知 県 知 事 様

所 在 地

名 称

代表者役職・氏名 ⑩

(代表者生年月日 年 月 日生)

高知県出産後の女性再就職促進事業費補助金の交付を受けたいので、高知県出産後の女性再就職促進事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

なお、当事業補助金の交付を受けたことについて、事業所名を公表されることについては、異存ありません。

常時雇用する労働者の数		人（うち男性 人、女性 人）		
対象女性等の状況	氏名（ふりがな）	（ 歳）		
	子の生年月日	年 月 日	子の氏名	
	前勤務先での就業期間	年 月 日～	年 月 日	
	前勤務先退職日	年 月 日		
	現勤務先での正規職員としての雇用年月日	年 月 日		
	現勤務先での非正規職員としての雇用期間（該当する場合のみ）	年 月 日～	年 月 日	
補助金の申請額		金 円		
振込先	金融機関名		本支店名	
	口座の種類	当座 ・ 普通	口座番号	
	口座名義人（カタカナ記入）			
記入者	氏 名		所属・職名	
	電話番号			
	F A X 番号			
	メールアドレス			
※高知県が設ける再就職促進等を目的とする助成金、奨励金その他補助金等の受給（見込み）の有無（有・無）				
※本申請に係る雇用者は、事業所等の代表者又は役員、取締役等の三親等以内の親族（該当・非該当）				

平成 年 月 日

上記内容を確認しました。

新たに雇用された者の氏名

⑩

添付書類

- (1) 子の出生の事実を確認することができる書類
- (2) 当該女性が出産を機に退職したことを確認することができる書類
- (3) 当該女性が正規職員として雇用されていることを確認することができる書類
- (4) 当該女性を正規職員として雇用することを前提として平成26年4月1日以降に非正規職員として雇い入れられたことが確認できる書類（該当する場合に限る。）
- (5) 納税証明書（県税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証するもの）
- (6) 労働局に提出した一般事業主行動計画又は特例認定一般事業主の認定を受けていることが確認できる書類
- (7) (1) から (6) までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類